

事業計画の概要（産業廃棄物収集運搬業）

1. 事業の全体計画

- 1) 釧路管内を主とする排出事業者の委託を受けて、当社及び他の産業廃棄物処理業者等の処理施設、保管施設等により下記の産業廃棄物を収集運搬する
- 2) 業務の受託に際しては事前に書面による委託契約を締結し、産業廃棄物の受渡しに際してはマニフェストの受理、回付、送付を的確に行い適正に保存する
- 3) 収集運搬に際しては、産業廃棄物処理基準を遵守して環境保全に留意する
- 4) 帳簿の記載や保存、処理業に係る諸手続きの励行など廃棄物処理法を遵守し産業廃棄物の適正処理に努める

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月) (m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	燃え殻	1 t/月	固形状	釧路家畜保健衛生所 (釧路市)		釧路厚生社 埋立処分場 (釧路町遠野原野)
2	汚泥	1,000 t/月	泥 状	わらべや日洋 (白糠町)		釧路厚生社 肥料製造施設 (釧路市新野)
3	廃油	40 t/月	液 状	北海道クリーン・システム (釧路市)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
4	廃酸	1 t/月	液 状	UDトラックス (釧路市)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
5	廃アルカリ	1 t/月	液 状	三浦工業 (釧路市)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
6	廃プラスチック類	70 t/月	固形状	舌川原産業 (阿寒町)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
7	紙くず	1 t/月	固形状	日章運輸機工 (釧路市)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
8	木くず	10 t/月	固形状	美工堂阿部組 (釧路町)		釧路厚生社 木くず破砕施設 (釧路町別保原野)
9	繊維くず	1 t/月	固形状	北海電工 (釧路町)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
10	動植物性残さ	100 t/月	固形状	わらべや日洋 (白糠町)		釧路厚生社 肥料製造施設 (釧路市新野)
11	ゴムくず	2 t/月	固形状	北海道クリーン・システム (釧路市)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
12	金属くず	10 t/月	固形状	東洋ビル開発 (釧路市)		釧路厚生社 破砕施設 (釧路町別保原野)
13	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	200 t/月	固形状	村井建設 (釧路市)		釧路厚生社 埋立処分場 (釧路町遠野原野)
14	鉱さい	1 t/月	固形状	橋梁工事現場 (釧路管内)		釧路厚生社 埋立処分場 (釧路町遠野原野)
15	がれき類	100 t/月	固形状	宮脇土建 (釧路市)		釧路厚生社 がれき破砕施設 (釧路町遠野原野)
16	ばいじん	1 t/月	固形状	よつ葉乳業 (釧路市)		釧路厚生社 埋立処分場 (釧路町遠野原野)
17	石綿含有産業廃棄物	1 t/月	固形状	美工堂阿部組 (釧路市)		釧路厚生社 埋立処分場 (釧路町遠野原野)

18	水銀使用製品産業廃棄物	0.01 t / 月	固形状	解体工事現場 (釧路管内)		野村興産 イトムカ鉱業所 (北見市留辺蘂町)
----	-------------	------------	-----	------------------	--	---------------------------

3. 運搬容器（運搬車両は別記）

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
ドラム缶	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、動植物性残さ、鉍さいの運搬	200 ℓ	
フレコンバッグ	廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの運搬	1 m ³	
フレコンバッグ	廃プラスチック類、紙くず、ゴムくず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの運搬	0.2 m ³	
鉄カゴ	木くず、がれき類、石膏ボード、金属くずの運搬	3 m ³	

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

（1）車両毎の用途

- ・清掃車 : 汚泥の運搬
- ・ダンプ車 : がれき類の運搬
- ・キャブオーバ : 廃プラ、木くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等の固形状の産業廃棄物は容器等に収納して運搬、又廃酸、廃アルカリの液状の産業廃棄物や燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、動植物性残さはドラム缶等の容器に入れて運搬
- ・塵芥車 : 紙くず、廃プラ、木くず等の固形状の産業廃棄物を運搬
- ・タンク車 : 廃油の運搬
- ・コンテナ専用車 : 動植物性残さの運搬
- ・バン、ワゴン : 紙くず、廃プラ、木くず等の固形状の産業廃棄物を運搬

（2）マニフェスト管理

- ・産業廃棄物の受け取り時には、紙マニフェストの交付を受けて記載内容、運搬先を確認する（電子マニフェストの場合には事後登録を確認する）
- ・交付内容の確認後し、運搬の受託欄に必要事項を記載して写しを排出事業者に戻す
- ・運搬終了後は運搬先業者（処分業者）にマニフェストの写しを回付する
- ・受託業務終了後は排出事業者にマニフェストの写しを送付する
- ・処分業者から送付された処分終了マニフェスト（写し）を5年間保存する

（3）帳簿管理

- ・業務終了後、作業内容を業務日報に記載し帳簿管理（記録、保存）を行う

（4）業務時間

- ・8:00～17:00

（5）休日

- ・日曜日、祝日、年末年始（当社指定日）

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

（1）運搬に際し講ずる措置

1）産業廃棄物の飛散、流出を防止する

- ・廃プラスチック類や紙くず、ガラス陶磁器くず等はフレコンバッグに収納して運搬する
- ・がれき類はダンプ車の荷台から飛散、流出、落下しないよう必要に応じてアオリを立てて運搬する
- ・キャブオーバのトラックで運搬する固形状廃棄物は、フレコンバッグに収納するか、積み込み後の荷台にシートを被せて運搬する
- ・汚泥や廃油、動植物性残さは容器に入れるか、又は清掃車やタンク車、コンテナ車の専用車両で運搬する
- ・液状の廃酸や廃アルカリ及び燃え殻やばいじんなどはドラム缶などの容器に入れて飛散流出しないようにして運搬する
- ・木くずや金属くず、石膏ボードなどの建設系廃棄物は鉄カゴ容器に入れて運搬する
- ・石綿含有産業廃棄物や水銀使用製品産業廃棄物は、破碎しないように、二重梱包かつ他の物と混合するおそれのないように運搬する

2）悪臭、騒音、振動による生活環境の支障の発生を防止する

- ・運搬車両は定期的に清掃し、悪臭の発生を防止する
- ・安全運搬を励行し、騒音、振動、粉じんによる生活環境保全上の支障の発生を防止する

3）その他

- ・運搬車両の車体外側両側面に運搬車両である旨その他の必要な事項を表示する
- ・運搬に際しては、交通法規を守り安全に留意する

（2）積替施設又は保管施設において講ずる措置

- ・該当なし

事業計画の概要（産業廃棄物処分業）

1. 事業の全体計画

- 1) 釧路管内を主とする排出事業者の委託を受けて、当社の処理施設に搬入される産業廃棄物を適正に処分（中間処理、再生リサイクル、最終処分）する
- 2) 業務の受託に際しては事前に書面による委託契約を締結し、産業廃棄物の受入に際しては新野及び釧路町事業所においてマニフェストの管理を適正に行う
- 3) 産業廃棄物の処分に際しては、産業廃棄物処理基準を遵守して適正保管、適正処分に留意するとともに減量、再生に努める
- 4) 施設の運転管理に際しては、処理施設の維持管理基準を遵守し、施設からの排ガスや放流水、騒音、振動、悪臭などによる周辺地域の生活環境の負荷低減に十分配慮する
- 5) 帳簿の記載や保存、処理業及び処理施設に係る諸手続きの励行など廃棄物処理法を遵守し産業廃棄物の適正処理に努める

2. 処分する産業廃棄物の種類及び処分量等

	産業廃棄物の種類	処分量 (t/月) (m³/月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び所在地（処分場の名称及び所在地）
1	燃え殻	10 t / 月	固形状	家畜保健衛生所 (釧路市)	埋立 (管理型) 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
2	汚泥	1,000 t / 月	泥状	解体工事現場 (釧路管内)	埋立 (管理型) 脱水 焼却 発酵減容・肥料製造	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
3	廃油	80 t / 月	固形状 液状	北海道クリーン・システム (釧路市)	埋立 (管理型) 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
4	廃酸	1 t / 月	液状	UDトラックス (釧路市)	焼却 発酵減容・肥料製造	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
5	廃アルカリ	1 t / 月	液状	三浦工業 (釧路市)	焼却 発酵減容・肥料製造	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
6	廃プラスチック類	100 t / 月	固形状	舌川原産業 (阿寒町)	埋立 (安定型) 破碎 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
7	紙くず	10 t / 月	固形状	日章運輸機工 (釧路市)	埋立 (管理型) 破碎 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
8	木くず	200 t / 月	固形状	美工堂阿部組 (釧路町)	埋立 (管理型) 破碎 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
9	繊維くず	1 t / 月	固形状	北海電工 (釧路町)	埋立 (管理型) 破碎 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
10	動植物性残さ	100 t / 月	固形状	わらべや日洋 (白糠町)	埋立 (管理型) 焼却 発酵減容・肥料製造	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
11	動物系固形不要物	1 t / 月	固形状	北海道畜産公社 (十勝管内)	焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)

12	ゴムくず	2 t / 月	固形状	北海道クリーン・システム (釧路市)	埋立 (安定型) 破碎 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
13	金属くず	20 t / 月	固形状	東洋ビル開発 (釧路市)	埋立 (安定型) 破碎 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	200 t / 月	固形状	村井建設 (釧路市)	埋立 (安定型、管理型) 破碎 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
15	鉱さい	1 t / 月	固形状	橋梁工事現場 (釧路管内)	埋立 (管理型) 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
16	がれき類	3,000 t / 月	固形状	宮脇土建 (釧路市)	埋立 (安定型) 破碎	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
17	動物のふん尿	1 t / 月	固形状	畜産農家 (釧路管内)	発酵減容・肥料製造	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
18	動物の死体	1 t / 月	固形状	畜産農家 (釧路管内)	焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
19	ばいじん	1 t / 月	固形状	よつ葉乳業 (釧路市)	埋立 (管理型) 焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
20	産業廃棄物を処分するために処理したもの	1 t / 月	固形状	建築土木工事現場 (釧路管内)	埋立 (管理型)	
21	石綿含有産業廃棄物	1 t / 月	固形状	美工堂阿部組 (釧路町)	埋立 (安定型、管理型)	
22	水銀使用製品産業廃棄物 (水銀回収義務のないもの)	0.01 t / 月	固形状	解体工事現場 (釧路管内)	埋立 (管理型)	

3. 処分業務の具体的な計画 (処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。)

(1) 業務管理

- 1) 産業廃棄物の受入・計量は新野及び釧路町事業所において行い、計量後、処分方法に応じて各事業場 (釧路市新野、釧路町別保、釧路町遠野) に搬送しそれぞれ処分する
- 2) 中間処理後の焼却残さ (燃え殻) 及び生成物 (ばいじん)、脱水汚泥については、自社最終処分場で埋立する
- 3) 破碎残さ (廃プラ、木くず、紙くず、繊維くず、ゴムくず、ガ・陶くず) は、自社焼却施設で焼却又は自社最終処分場で埋立する
- 4) 水銀使用製品産業廃棄物は再生リサイクルを優先する
- 5) 中間処理後の再生品 (木チップ、金属、骨材、肥料) については有価物として利用・販売する
- 6) 委託契約事務、マニフェストの管理、帳簿の整理は釧路町事業所において一括管理して行う

(2) マニフェスト管理

- 1) マニフェストの受理は産業廃棄物の受入と共に新野及び釧路町事業所において行い、記載内容を確認する (電子マニフェストの場合には事後登録を確認する)
- 2) 搬入者 (収集運搬業者) が各事業場に産業廃棄物を搬送した後、処分の受託者欄に必要事項を記入してマニフェストの写しを搬入者に返戻する
- 3) 処分終了後、必要事項を記載したマニフェストの写しを収集運搬業者及び排出事業者に送付する
- 4) 業務終了後、完結したマニフェストを5年間保存する

(3) 帳簿管理

業務終了後、作業内容を業務日報に記載し帳簿管理 (記録、保存) を行う

(4) 業務時間

8 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(5) 休日

日曜日、祝日、年末年始（当社指定日）

4. 環境保全措置の概要

(1) 中間処理施設において講ずる措置

1) 処分に伴う産業廃棄物の飛散、流出を防止し、悪臭、騒音、振動による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、施設の定期点検、設備の補修、過剰投入の防止、場内清掃を行うほか処分法に応じて以下の措置を講ずる

①焼却：燃焼温度の適正管理、排ガスの測定

②脱水：設備の定期洗浄、分離液の地下浸透防止

③破碎：散水による粉じんの飛散防止

④発酵減容・肥料製造：発酵温度管理、攪拌調整

2) 石綿含有産業廃棄物は破碎禁止とする

(2) 保管施設において講ずる措置

1) 保管場所を随時清掃して悪臭の発散を防止し、囲い、掲示板の状態を点検、管理する

2) 保管場所での保管量が上限以下、又屋外保管場所にあつては制限高さ以下になるよう点検、管理する

3) 保管場所からの産業廃棄物の飛散、流出、地下浸透を防止するため、必要に応じ容器による保管を行い、囲い、不浸透性床材を設置する

(3) 最終処分場において講ずる措置

1) 最終処分場からの産業廃棄物の飛散、流出を防止し、必要に応じてフレコンバッグ等の容器に収納して埋め立てるほか、重機による転圧、即日覆土に努める

2) 安定型処分場では、埋立前に展開検査を行い安定型物以外の混入を防止する（混入物は持ち帰りを指示する）

3) 廃プラスチック類、ゴムくずの埋立は、径が概ね15cm以下となるよう破碎されたものを埋め立てる

4) 汚泥の埋立は、含水率が85%以下であるもの点検、確認して埋め立てる

5) 石綿含有産業廃棄物の埋立は、一定の場所で、分散しないように行い、即日覆土に努める

6) 処分場堰堤、水処理設備の維持管理、定期点検及び放流水、地下水、浸透水の水質検査を定期的に行い、異常時には原因究明、改善措置を速やかに行う

7) 災害時や異常気象時には事前の予防措置（設備補強、搬入調整）、事後対処措置（補修、調整）を迅速に講ずる

事業計画の概要（特別管理産業廃棄物収集運搬）

1. 事業の全体計画

- 1) 釧路管内を主とする排出事業者の委託を受けて、当社及び他の産業廃棄物処理業者等の処理施設、保管施設等に下記の産業廃棄物を収集運搬する
- 2) 業務の受託に際しては事前に書面による委託契約を締結し、産業廃棄物の受渡しに際してはマニフェストの受理、回付、送付を的確に行い適正に保存する
- 3) 収集運搬に際しては、産業廃棄物処理基準を遵守して環境保全に留意する
- 4) 帳簿の記載や保存、処理業に係る諸手続きの励行など廃棄物処理法を遵守し産業廃棄物の適正処理に努める

2. 取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理)産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	0.01 t/月	固形状	ガソリンスタンド (釧路市)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
2	廃酸（pH2.0以下のもの、廃バッテリーを含む）	0.01 t/月	液状	自動車整備工場 (釧路管内)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
3	廃アルカリ (pH12.5以上のもの)	0.01 t/月	液状	釧路総合振興局 (釧路市)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
4	感染性産業廃棄物	111.12 t/月	液状	市立釧路総合病院 (釧路市)		釧路厚生社 焼却施設 (釧路町別保原野)
5	特定有害産業廃棄物 (廃石綿等)	0.32 t/月	固形状	北海道クリーン・システム(株) (釧路市)		釧路厚生社 埋立処分場 (釧路町遠野原野)
6	特定有害産業廃棄物 (鉱さい)	0.01 t/月	固形状	橋梁工事現場 (釧路管内)		毛笠コンクリート(株) (白老町)
7	特定有害産業廃棄物 (ばいじん)	0.01 t/月	固形状	ボイラー設置業者 (釧路管内)		毛笠コンクリート(株) (白老町)
8	特定有害産業廃棄物 (燃え殻)	0.01 t/月	固形状	ボイラー設置業者 (釧路管内)		毛笠コンクリート(株) (白老町)
9	特定有害産業廃棄物 (汚泥)	0.01 t/月	液状	クリーニング工業 (釧路管内)		J X金属苫小牧ケミカル(株) (苫小牧市)
10	特定有害産業廃棄物 (廃酸)	0.01 t/月	液状	試験検査室 (釧路管内)		J X金属苫小牧ケミカル(株) (苫小牧市)
11	特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ)	0.01 t/月	液状	試験検査室 (釧路管内)		J X金属苫小牧ケミカル(株) (苫小牧市)

3. 運搬容器（運搬車両は別記）

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
ドラム缶	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類） 廃酸（pH2.0以下のもの、廃バッテリーを含む）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、特定有害産業廃棄物の運搬	200 ℓ	
ペール缶	廃酸（pH2.0以下のもの、廃バッテリーを含む）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）、特定有害産業廃棄物の運搬	18 ℓ	
専用プラ容器	感染性産業廃棄物の運搬	50 ℓ , 20 ℓ	
鉄製容器	廃酸（廃バッテリー）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）の運搬	100 ℓ	

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

（1）車両毎の用途

- ・ ダンプ車 : 廃石綿等をフレコンバッグにて運搬
- ・ キャブオーバ : 特定有害産業廃棄物を容器に入れて運搬
- ・ タンク車 : 廃油（揮発油類等）の運搬
- ・ コンテナ専用車 : 廃石綿等の運搬
- ・ バン、ワゴン : 感染性産業廃棄物の運搬（冷房装置有）

（2）マニフェスト管理

- ・ 産業廃棄物の受け取り時には、紙マニフェストの交付を受けて記載内容、運搬先を確認する（電子マニフェストの場合には事後登録を確認する）
- ・ 交付内容の確認後し、運搬の受託欄に必要事項を記載して写しを排出事業者に戻戻する
- ・ 運搬終了後は運搬先業者（処分業者）にマニフェストの写しを回付する
- ・ 受託業務終了後は排出事業者にもマニフェストの写しを送付する
- ・ 処分業者から送付された処分終了マニフェスト（写し）を5年間保存する

（3）帳簿管理

- ・ 業務終了後、作業内容を業務日報に記載し帳簿管理（記録、保存）を行う

（4）業務時間

- ・ 8：00～17：00

（5）休日

- ・ 日曜日、祝日、年末年始（当社指定日）

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

（1）運搬に際し講ずる措置

1）特別管理産業廃棄物の飛散、流出を防止する

- ・ 廃油（揮発油類等）はドラム缶やペール缶等の容器に入れて高温とならないように運搬し、火災や爆発、飛散・流出を防止する
- ・ 廃酸（pH2.0以下のもの）、廃アルカリ（pH12.5以上のもの）はドラム缶等の腐食しない容器に入れて、飛散、流出しないように運搬する
- ・ 特定有害物である廃酸や廃アルカリ、汚泥はドラム缶等の容器に入れて飛散、流出しないように運搬する
- ・ 特定有害物である鉍さい、燃え殻、ばいじんはフレコンバッグ等の容器に入れて飛散、流出しないように運搬する
- ・ 廃石綿等は、積み込み時において二重梱包された状態のものをフレコンバッグ等の容器に入れて運搬し、飛散、流出を防止する
- ・ 感染性産業廃棄物は、積み込み時において専用容器に入れたものを冷却装置のある専用運搬車で運搬し、温度の適正管理、飛散、流出の防止を図る

2）悪臭、騒音、振動による生活環境の支障の発生を防止する

- ・ 運搬車両は定期的に清掃し、悪臭の発生を防止する
- ・ 安全運搬を励行し、騒音、振動、粉じんによる生活環境保全上の支障の発生を防止する

3）その他

- ・ 運搬車両の車体外側両側面に運搬車両である旨その他の必要な事項を表示する
- ・ 運搬に際しては、交通法規を守り安全に留意する

（2）積替施設又は保管施設において講ずる措置

- ・ 該当なし

事業計画の概要（特別管理産業廃棄物処分業）

1. 事業の全体計画

- 1) 釧路管内を主とする排出事業者の委託を受けて、当社の焼却施設及び管理型最終処分場に搬入される特別管理産業廃棄物を適正に処分する
- 2) 業務の受託に際してはあらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、性状、取扱注意事項等を記載した書面通知を受けた後、書面による委託契約を締結し、特別管理産業廃棄物の受入に際しては釧路町事業所においてマニフェストの管理を適正に行う
- 3) 特別産業廃棄物は、容器（ドラム缶・石油缶・ペール缶・プラスチック容器・ガラス容器・フレコンバッグなど）に入った状態で受け入れ、処分に際しては、特別産業廃棄物処理基準を遵守して適正保管、適正処分に留意する
- 4) 施設の運転管理に際しては、処理施設の維持管理基準を遵守し、焼却施設からの排ガスや最終処分場の放流水のほか騒音、振動、悪臭などによる周辺地域の生活環境の負荷低減に十分配慮する
- 5) 帳簿の記載や保存、処理業及び処理施設に係る諸手続きの励行など廃棄物処理法を遵守し特別管理産業廃棄物の適正処理に努める

2. 処分する特別管理産業廃棄物の種類及び処分量等

	特別管理 産業廃棄物 の 種 類	処分量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の名称 及び所在地	処分方法	予定処分先の名称及び 所在地（処分場の名称 及び所在地）
1	廃石綿等	1 t / 月	固形状	北海道クリーン・システム(株) (釧路市)	埋立	
2	感染性廃棄物	100 t / 月	固形状 液状	市立釧路総合病院 (釧路市)	焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
3	廃 油	0.01/月	液 状	ガソリンスタンド (釧路市)	焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
4	廃 酸	0.01/月	液 状	自動車整備工場 (釧路管内)	焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)
5	廃アルカリ	0.01/月	液 状	釧路総合振興局 (釧路市)	焼却	自社管理型埋立処分場 (釧路町遠野)

3. 処分業務の具体的な計画（処分業務を行う時間、休業日、組織及び従業員数を含む。）

（1）業務管理

- 1）特別管理産業廃棄物の受入・計量は釧路町事業所において行い、計量後、感染性産業廃棄物、廃油、廃酸、廃アルカリは焼却施設において焼却し、廃石綿等は管理型最終処分場において埋立する
- 2）感染性産業廃棄物は保管後、一定量を計画的に焼却する
- 3）焼却残さ及び生成物（ばいじん）は、自社管理型最終処分場において埋立する
- 4）委託契約事務、マニフェストの管理、帳簿の整理は釧路町事業所において一括管理して行う

（2）マニフェスト管理

- 1）マニフェストの受理は産業廃棄物の受入と共に新野及び釧路町事業所において行い、記載内容を確認する（電子マニフェストの場合には事後登録を確認する）
- 2）搬入者（収集運搬業者）が各事業場に産業廃棄物を搬送した後、処分の受託者欄に必要事項を記入してマニフェストの写しを搬入者に返戻する
- 3）処分終了後、必要事項を記載したマニフェストの写しを収集運搬業者及び排出事業者に送付する
- 4）業務終了後、完結したマニフェストを5年間保存する

（3）帳簿管理

業務終了後、作業内容を業務日報に記載し帳簿管理（記録、保存）を行う

（4）業務時間

8：00～17：00

（5）休日

日曜日、祝日、年末年始（当社指定日）

4. 環境保全措置の概要

（1）中間処理施設において講ずる措置

- 1）焼却に伴う産業廃棄物の飛散、流出を防止し、悪臭、騒音、振動による生活環境保全上の支障の発生を防止するため、施設の定期点検、設備の補修、過剰投入の防止、場内清掃を行う
- 2）焼却施設の燃焼温度の適正管理、排ガスの定期測定を行う

（2）保管施設において講ずる措置

- 1）感染性産業廃棄物の保管場所を随時清掃して悪臭の発散を防止し、囲い、掲示板の状態を点検、管理する
- 2）保管場所での保管量が上限以下となるよう点検、管理する
- 3）保管場所での保管は、他のものと区分して容器による保管をし、温度管理を行う

（3）最終処分場において講ずる措置

- 1）最終処分場からの産業廃棄物の飛散、流出を防止するため、重機により転圧する
- 2）廃石綿等の埋立は、二重梱包された状態で、処分場内の一定の場所において分散しないように行い、即日覆土する
- 3）処分場の堰堤や設備の点検、維持管理及び放流水、地下水の水質検査を定期的に行い、異常時には原因究明、改善措置を速やかに行う
- 4）災害時や異常気象時には事前の予防措置（設備補強、搬入調整）、事後対処措置（補修、調整）を迅速に講ずる